

平成 2 6 年 度 答 申 第 7 号

(平成 2 7 年 1 月 2 1 日)

宝 塚 市 個 人 情 報 保 護 ・ 情 報 公 開 審 査 会

答 申 第 7 号
平成27年1月21日
(2015年)

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会
会長 山 下 淳

保有個人情報一部開示決定に係る異議申立てについて（答申）

平成26年（2014年）7月14日付け諮問第12号で諮問のあった保有個人情報の一部開示決定に係る異議申立てについて、当審査会は、慎重に審査した結果、下記のとおり答申する。

記

別紙のとおり

以上

(別紙)

第1 審査会の結論

宝塚市長が行った一部開示決定は妥当ではない。宝塚市長は、後記第5審査会の判断に基づき、改めて開示又は不開示の決定を行うべきである。

第2 諮問までの経過

1 保有個人情報開示請求

平成26年5月1日に、異議申立人は、宝塚市個人情報保護条例（平成17年条例第54号。以下「条例」という。）第18条第1項に基づき、宝塚市長（以下「実施機関」という。）に対して、自己に関する保有個人情報の開示を請求した。

本件開示請求に係る保有個人情報の内容としては、「①宝塚市がA氏を警察に告訴した文書一式、②小浜の町並みを愛する会に対して小浜財産区の補助金を交付しなかった等に関する文書一式、並びに③公職者が市管財課及び小浜財産区管理会会長と協議された一連の内容及び資料請求されたことに関する文書」の3点であった。

2 実施機関の決定

前記1のうち①の保有個人情報については、実施機関は、平成26年5月15日に条例第24条第3項の規定に基づき、開示決定の期限を同月30日までに延長することを決定し通知した。実施機関は、同月28日に保有個人情報が記録されている公文書を別表のとおり特定した上で、条例第20条第1項の規定に基づき保有個人情報の一部開示の決定（以下「本件処分」という。）をし、条例第23条第1項の規定により通知した。

前記1のうち②及び③の保有個人情報については、実施機関は、保有個人情報が記録されている公文書を特定した上で、平成26年5月15日に条例第20条第1項の規定に基づき保有個人情報の一部開示の決定をし、条例第23条第1項の規定により通知した。

3 異議申立て

平成26年6月5日に、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

なお、前記1のうち②及び③の保有個人情報に係る一部開示の決定に対する異議申立ては、行われていない。

4 諮問

平成26年7月14日に、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、宝塚市個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、本件処分を改め、請求どおりの情報公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主な理由は、次のとおり要約される。

- (1) 異議申立人は、同趣旨の情報公開を宝塚市情報公開条例（平成12年条例第50号）に基づいて請求し、また、その処分を不服として審査会に申し立てていたところ、審査会の審査の過程で「本件処分への不服については、保有個人情報の開示を再度請求してはどうか。」との提案を受け、平成26年5月1日に保有個人情報の開示を請求した。
- (2) 実施機関から、異議申立人に対して平成26年5月15日付けで、刑事事件に関する案件で「市及び捜査機関等が行う事務執行に生ずる支障の有無を検討し、事務事業執行情報に該当する部分を特定するのに時間を要するため。」を理由として、同年5月30日まで決定期間を延長するとの通知があった。
- (3) 実施機関は、平成26年5月28日付けで、異議申立人に文書の件名、決裁欄以外を不開示とした。
- (4) 請求した文書のうち、不開示とされた部分においても、法令に定められた秘匿内容以外の記載があるはずであり、刑事告訴に至った補助機関への復命書等も特定されていない。

市は、知られることにより事務執行の杜撰さ、違法性を露呈することになるため、それを恐れて公開を怠っている。
- (5) 宝塚市が刑事告訴した案件については、宝塚市の事務を行う特別地方公共団体の役員を異議申立人が務めていた時のことであり、その地位は、公務員に準ずる立場に当たり、個人情報を理由に保護すべきものではない。

第4 実施機関の説明

1 条例第19条第7号該当性について

検察庁が保有する訴訟に関する書類に記録されている個人情報については、刑事訴訟法第53条の2の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定が適用除外に、また、兵庫県が保有する訴訟に関する書類に記録されている個人情報については、兵庫県個人情報の保護に関する条例（平成8年条例第24号）第53条の規定により、同条例第2章第3節から第6節までの規定は、適用除外になっている。

今回、実施機関が特定した保有個人情報が記録されている公文書は、不起訴となった案件の一連の書類であるが、これらは刑事訴訟法第53条の2の訴訟に関する書類に該当するものである。

この点、本市の条例上、これらの情報につき、条例の適用を除外する旨の規定は置かれていない。

しかしながら、不起訴となった事件の一連の記録は、訴訟記録と同様に秘匿性が高いものであり、これを実施機関が開示することにより、今後発生する他の刑事事件において、検察庁及び兵庫県が開示しない情報を、実施機関によって開示されてしまうことを危惧して、その関係者が捜査機関等への協力を躊躇することなどが想定できる。その結果、将来における犯罪捜査や刑事訴訟手続に支障を及ぼすおそれがあり、国等が行う犯罪捜査等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第19条第7号に該当するため、担当した職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分を除き、開示しないものである。

なお、実施機関が保有個人情報が記録されている公文書として特定した別表に記載した公文書のほかに、刑事告訴に関する公文書は存在しない。

2 条例第19条第1号該当性について

今回、実施機関が特定した保有個人情報が記録されている公文書は全て刑事訴訟に関する記録であるところ、刑事訴訟法第47条本文においては、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」旨が規定されている。

したがって、本件特定した保有個人情報が記録されている公文書は、公判の開廷前には、公にしてはならないものであり、これまで公判は開かれていないことから、法令等の規定により、本人に対し開示をす

ることができないとされている情報に該当する。

よって、条例第19条第1号に該当するため、担当した職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分を除き、開示しないものである。

3 公務員等に関する情報について

異議申立人は、本件刑事告訴は、自らが特別地方公共団体の役員であった時のことに関する情報であることから、その地位は、公務員に準ずる立場に当たり、個人情報として理由に不開示とするべきものではない旨を主張している。

しかしながら、本件は、異議申立人に対する刑事告訴に関する保有個人情報開示請求に係る事案であり、条例第19条第7号の事務事業執行情報及び同条第1号の法令秘を理由に一部開示としたものであり、個人情報を理由に不開示としたものではない。

第5 審査会の判断

1 異議申立人が開示を求めている文書について

異議申立人は、前記第2の1の①から③までに関する文書の開示を請求していたが、本件異議申立てにおいては、前記第2の1の①の請求に対する文書として実施機関が特定した別表に記載する文書の開示を求めている。したがって、以下、別表に記載する文書に係る本件処分の妥当性について、及び本件処分で特定した文書以外に刑事告訴に関する文書を実施機関が保有しているかどうかについて検討する。

2 条例第19条第7号該当性について

刑事訴訟法第53条の2第2項では、訴訟に関する書類及び押収物に記載されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章等を適用除外とするものと規定しているが、これに他の法令や地方公共団体の個人情報保護条例までもが含まれると解釈することは、相当でない。

地方公共団体の個人情報保護条例の中には、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、開示、訂正及び利用停止に関する規定は適用しない旨を定める条例も見られるが、宝塚市の条例ではこのような規定は置いていない。

よって、本件の場合には、本件対象文書に不開示情報が含まれているかどうかによって判断すべきである。

また、本件刑事告訴についてはすでに不起訴処分がなされていることから、開示することにより、関係者が捜査関係機関等への協力を躊躇するなど、将来において国等が行う犯罪捜査や刑事訴訟手続に具体的支障を及ぼすおそれがあるとは考えにくい。

3 条例第19条第1号該当性について

実施機関は、刑事訴訟法第47条において「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と定めていることを理由として、本件対象文書が条例第19条第1号に該当する旨を説明するので、この点について検討する。

刑事訴訟法第47条ただし書では、「公益上の必要その他の事由があって、相当と認められる場合は、この限りでない。」と定めていることから、訴訟関係人の名誉等を保護し、かつ捜査、裁判への外部からの不当な影響を防止するとともに、国民の知る権利に係る利益との調和を図ろうとしており、開示の必要性、弊害の有無等を考慮して、合理的裁量により開示できるものである。

よって、条例第19条第1号に定める法令等の規定で明らかに本人に開示できない旨が定められている情報とは言えず、当該規定を理由として不開示とすることは妥当ではない。

4 一部開示理由について

当審査会が別表に記載する文書の内容を確認したところ、次の(1)から(5)までに記載する情報は、それぞれに記載する理由により不開示情報に該当するが、これら以外の部分は不開示情報に該当しないため、開示するべきである。

(1) 法律相談に関する情報について

実施機関は、行政事務の執行に関し対応方法を検討するに当たり、必要に応じて、顧問弁護士と相談、協議し、法的対応の方針決定を行っている。これらの内容は、開示することで交渉や争訟に係る事務において、市が当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、不開示情報（条例第19条第7号該当）と認められる。

(2) 市職員と検察、警察の担当者との協議内容について

市職員と検察、警察の担当者との協議内容に関する情報は、開示することで争訟等の事務において、市の当事者としての地位を不当に害されるおそれがあるため、不開示情報（条例第19条第7号該当）と認められる。

(3) 職員個人の住所及び地域住民等の個人氏名について

職員個人の住所及び地域住民等の個人氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、不開示情報（条例第19条第3号該当）と認められる。

(4) 市が保有する金融機関の口座番号など預金口座に関する情報について

市が保有する金融機関の預金口座に関する情報は、一般に開示していない市の財産及び財務会計に関する情報であり、市の事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、不開示情報（条例第19条第7号該当）と認められる。

(5) 宗教団体が保有する金融機関の口座番号など預金口座に関する情報について

宗教団体が保有する金融機関の預金口座に関する情報は、当該団体の事業に関する情報であり、開示することで当該団体の正当な利益を害するおそれがあるため、不開示情報（条例第19条第4号該当）と認められる。

5 別表に記載する文書以外の文書の存否について

異議申立人が開示を求める文書は明確ではないが、当審査会は、別表の文書以外に、刑事告訴に関する文書が存在しないか、実施機関に確認し、調査したが、別表の文書以外の文書の存在を確認することはできなかった。

6 結論

以上の理由から、当審査会は、前記第1審査会の結論のとおり判断するものである。

別表

番号	特定した公文書
1	平成23年（2011年）7月8日付け法律相談依頼票
2	平成23年（2011年）7月11日付け法律相談結果報告書
3	平成23年（2011年）9月16日付け「小浜財産区管理会に係る陳述書の確認について」
4	平成23年（2011年）11月1日付け決裁「陳述書の提出について（小浜財産区）」
5	平成23年（2011年）11月4日付け決裁「告訴状の提出について（小浜財産区）」
6	平成23年（2011年）11月22日付け決裁「告訴状の提出について（小浜財産区）」
7	平成24年（2012年）1月4日付け「兵庫県警本部への告訴状の提出について（小浜財産区）」
8	平成24年（2012年）2月1日付け「告訴状の変更について（小浜財産区）」
9	平成24年（2012年）10月30日付け決裁「告訴の一部取下げについて（小浜財産区）」
10	平成24年（2012年）11月21日付け決裁「上申書の提出について（小浜財産区）」
11	平成25年（2013年）1月17日付け「告訴に係る処分通知について（小浜財産区）」
12	平成25年（2013年）2月13日付け「照会書について（小浜財産区）」
13	平成25年（2013年）3月6日付け「照会書の回答について」

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏名	役職等
荒川 雅行	関西学院大学法科大学院教授（刑法）
岡本 英子	弁護士（大阪弁護士会）
水谷 恭子	弁護士（兵庫県弁護士会）
柳井 健一 （会長代理）	関西学院大学法学部教授（憲法）
山下 淳 （会長）	関西学院大学法学部教授（行政法）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成26年 7月14日	諮問
2	平成26年10月16日	異議申立人による意見陳述及び 実施機関による一部開示理由説明
3	平成26年11月13日	審査
4	平成26年12月18日	審査
5	平成27年 1月21日	審査
6	平成27年 1月21日	答申